

## オオバの生産安定に向けた 農薬登録拡大の取り組み



写真1 オオバ

オオバとは青ジソの若葉のことで、県内では南国市や香美市、四万十市を中心に施設栽培が行われています（写真1）。

オオバは全国的に生産量の少ないマイナー作物であり、病害虫防除に使用できる登録農薬が少ない状況にあります。さらに、登録農薬についても散布してから収穫できるまでの日数が長く、ほぼ毎日収穫を行うオオバでは、実質的に使用できないものが大半を占めます。そのため、病害虫発生時には薬剤散布により一定期間収穫をあきらめざるを得ず、高品質・安定生産の妨げとなっています。

県ではこれまでにラグビー MC 粒剤（対象病害虫：センチュウ類）やストロビーフロアブル、アミスター 20フロアブル（対象

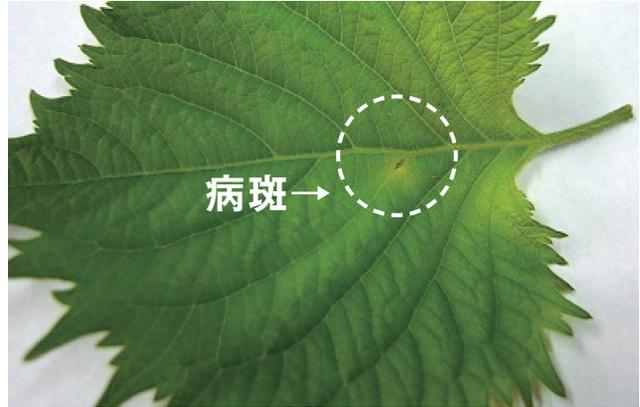


写真2 斑点病



写真3 マデイラコナカイガラムシ

病害虫：斑点病）（写真2）などの作物残留試験を実施し、農薬の適用拡大を進めてきました。

今年度は、近年被害が深刻化してきているマデイラコナカイガラムシ（写真3）を対象に、1剤の作物残留試験を実施し、申請に必要なデータを作成しています。なお、本試験は農水省の平成23年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業「オオバに発生する病害虫の新規防除資材を活用した総合防除体系の確立」の中で実施しているもので、今後も有望な農薬を探索し、作物残留試験を実施することで、実用的で利用可能な農薬の登録に取り組んでいきます。

（農薬管理担当 佐藤敦彦・青木こずえ

088-863-4915）